

第24回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水) 午後3時30分から午後5時00分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子
委員	8	森地 隆照			

5. 欠席委員 0名

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席13番 寺田 勝典 委員
議席14番 林 廣美 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 会長挨拶

3) 議事録署名委員の指名

4) 議事

- 議案第114号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第115号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第116号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第117号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

5) 報告及び協議事項

- 会長報告事項
- 副会長報告事項
- 広報編集委員会報告事項
- 甲賀地域獣害対策協議会報告事項
- 事務局報告事項

6) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長	伊藤 勲
局長補佐	松井 章
局長補佐（農地係長）	田中 克司
農政係長	谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 第24回甲賀市農業委員会総会を開会

事務局長 開会にあたり、北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・農地利用最適化推進委員会のポイント
・農業委員会の担う役割の重要性

事務局長 ありがとうございます。

これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員はございません。また遅参、早退の届出もございません。よって、本総会の出席委員は19名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席13番 寺田勝典委員と、議席14番 林廣美委員を指名いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは最初に、議案第114号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

まず、3条調書、整理番号4番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第114号をご説明申し上げます。議案書は、2ページからとなります。

これは、耕作を目的とした農地の権利の設定・移転でございます。

今月の申請は2件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号4番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の1ページから2ページとなります。申請地は、土山地域市民センターから北西方向約600メートルの農業振興地域内にある農地であります。

申請理由について説明いたします。申請地は譲渡人の子が耕作を行っておられましたが、不慮の事故で亡くなられたため、仕事上の後輩である譲受人が引き続き耕作を行うこととなったため、売買による所有権移転申請を行われました。譲受人は現在、東近江市で水稻を耕作されておりますが、申請地では主に麦や野菜などを栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

整理番号4番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 それでは説明させていただきます。ただ今、この案件につきまして、事務局より説明されましたが、私からも補足させていただきます。

譲渡人は前地権者の母親であります。と申しますのもただ今、事務局より説明がありましたとおり、前地権者は昨年12月に急死されました。従いまして相続された母親が譲渡人ということでございます。この土地は、平成27年3月の総会において東水月の4筆と平成30年3月の総会で田中地先の4筆を3条申請して取得されておられます。当時、どの圃場におきましても不耕作地でありまして荒廃寸前であり、地元の方々には環境および景観面で心配をされておりましたが、前地権者が取得され、耕作地として回復されました。しかし、先程申しあげましたとおり、前地権者が急死され、この圃場への通作距離が遠く、処分を考えておられたところ、前地権者と親友でありました方が譲り受け、今後、畑として野菜また麦等を栽培されるとのことであり、売買が成立いたしました。地元の方々もこの件については大歓迎であり、また地元の改良組合長さんもお同意されておられます。従いまして、最適化推進委員さんも私も許可すべきと判断したところです。どうかよろしくご審議賜り、承認を賜りますよう申しあげます。以上です。

議 長 ありがとうございます。

 続いて区域番号18番 頓宮推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 補足としてはないのですが、譲受人の方が今現在、農業機械関係の仕事をしておられて、たちまち今年には作付けできないけれども、耕作できるように管理はすると確約して、今現在もトラクターで土を起こしておかれます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。なお質問される委員は議席番号とお名前をお願いいたします。以後のご質問につきましても、同様にお願いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号4番について採決いたします。

 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

 よって、整理番号4番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号5番について審議いたします。

 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の3ページから4ページとなります。申請地は、甲賀大原地域市民センターから南東方向約3.8キロメートルの農業振興地域内農用地であります。

申請理由について説明いたします。譲受人は農業の規模拡大を考えられており、隣接地の所有者である譲渡人に相談されたところ、農地の所有権の移転について合意されましたため、売買による所有権移転申請を行われました。譲受人は現在、甲賀町油日地先で水稻を耕作されており、申請地においても引き続き水稻を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号5番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 5番、山下です。今、説明がございましたように、譲受人は農業、主に水稻を営んでおられて、この周辺の農地何筆かも耕作をしておられます。大変熱心な農業者で、譲渡人の方は後継者がなく、なかなかいないということで、そういう後継者を探しておられましたところ、隣接の譲受人の方で話がまとまりまして、耕作を引き継いで行うということでございます。圃場整備済みの大変作りやすい田んぼでございますし、引き続いて耕作されるということはあるがたいことと思っております。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続いて区域番号23番 瀬古推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 23番、瀬古です。補足としてはありませんが、6月3日に現地確認いたしました。高齢な方ですが、熱心な方ですので、どうかご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号5番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号5番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決

定いたします。

議案第114号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第115号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

最初に、4条調書、整理番号4番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第115号をご説明申しあげます。議案書は4ページからとなります。

これは、権利の設定・移動のない農地転用の申請でございます。

今月の申請は2件で、申請者の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号4番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の5ページ、6ページ、土地利用計画は7ページとなります。申請地は、甲賀大原地域市民センターから南東方向約3.1キロメートルの市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請地は宅地に隣接した土地であり、宅地と一体的に利用されているため、庭として農地転用の申請を行われたものです。計画によりますと、ほぼ現状のまま利用されます。また、雨水は敷地内の自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号4番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 5番、山下です。今、説明がございましたように、この場所は住宅地と一体となっておりまして付近が両方水路に囲まれておりまして、排水上も何ら問題なく、周辺農地もほとんどございませんので、問題がないということで判断しました。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続いて区域番号23番 瀬古推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 23番、瀬古です。補足としてはございませんが、6月8日現地確認いたしまして、面積的にも142平米とそんなに広くないところですし、住宅地が周りにありまして、許可相当と考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号4番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号5番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の8ページ、9ページ、土地利用計画は10ページとなります。

申請地は、甲賀大原地域市民センターから南方向約1.2キロメートルの市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者の自己敷地内の宅地部分は塀や庭で囲まれており、敷地への進入路を農地内に設けておられました。今回、家屋の建て替えに伴い、接道要件を満たすため進入路部分を農地以外とする必要が生じたため、既存進入路部分において農地転用の申請を行われたものです。計画によりますと、現状の形状のまま進入路として利用されます。また、雨水は敷地南側の既存雨水排水路より処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号5番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 5番、山下です。今、説明がありましたように、既にこの場所は昔から住宅地、宅地として土地利用がされていたところでございます。当該申請のこの場所も進入路としてずっと使われておりましたが、今回、本家を建て替えるにあたり、整理する必要が出てきたということで、今回の申請となったものです。許可相当ということで判断をいたしました。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続いて区域番号24番 松原推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 24番、松原です。今、山下農業委員さんがおっしゃっていただいたとおりで、6月13日に現地確認させていただきました。従前の畑に対し、67平米の進入路としてずっと使っておられましたし、一筆の農地転用と違いまして、67平米の農地転用ということですので、隣接関係に関しましても特に問題ないと思いますので、どうかご審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号5番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第115号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第116号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、5条調書、整理番号10番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第116号をご説明申し上げます。議案書は6ページからとなります。
これは、所有権移転または賃貸借権等の設定を伴う、農地を農地以外に転用するものでございます。
今月の申請は6件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
整理番号10番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の11ページ、12ページ、土地利用計画は13ページであります。申請地は、甲賀市役所から北西方向約3.8キロメートルの市街化調整区域にある農地で、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域の規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地であります。第2種農地では申請地以外の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は許可ができないこととなっております。本申請においては、申請地は譲受人の工場の隣接地であり利便性がよく、他に代替性のある土地がないことから、やむを得ないと判断

しました。

転用理由及び概要について説明いたします。申請地は譲受人の工場の南側に位置しており、工場敷地の一部として造成されておりました。敷地造成の開発申請を行われたところ、申請地が農地地目であり譲渡人の土地名義であることが判明しましたため、売買による所有権移転申請を行われました。計画によりますと、造成工事は行われず、敷地東側に進入路を設けて駐車場として利用されます。また、雨水は敷地内東側の側溝に放流し処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。土地代金は、過去に支払われており、金額は不明です。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号10番につきましては、議席12番 伴委員から説明をお願いいたします。

担当農委

12番、伴です。今、番号10番の案件につきましては、事務局より詳しく説明があったとおりで、この場所につきましては、過去譲渡人の父が譲受人に売っていただいたということです。造成するにあたり、まだ登記が変更になっていない田の地目が見つかったということで、新たに申請があったもので、もう既に造成もされており、田との境にはブロック塀がなされており、隣地への影響はないと、許可相当と判断いたしました。よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号3番 川嶋推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

3番、川嶋です。今、伴農業委員から話がありましたように、現状造成されブロック塀で囲われているところです。許可相当と思われます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号10番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号10番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号11番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号11番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の14ページ、15ページ、土地利用計画は16ページであります。

申請地は、甲賀市役所から南西方向約1.0キロメートルの市街化調整区域にある農地で、農地の区域の規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内にある第2種農地であります。第2種農地では申請地以外の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は許可ができないこととなっております。本申請においては、譲受人が隣接地を既に資材置場として利用しており、他に最適な土地がないことから、やむを得ないと判断しました。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は左官業をされており、隣接地を資材置場として利用されておりましたが、手狭となったことから申請地の売買について譲渡人に相談されたところ折り合いがつき、農地の所有権の移転について合意されましたため、所有権移転申請を行われました。計画によりますと、造成等を行わず、砂利やコンクリートブロック等を保管されます。また、雨水は自然浸透排水により処理され、土砂流出しないよう北側、南側にコンクリート壁が設置されていることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

整理番号11番につきましては、議席10番 倉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 10番、倉田です。ただ今、事務局から説明のありました議案について、意見を申し述べます。事務局の方は、譲受人サイドからの説明が多かったのですが、譲渡人のサイドから補足説明をさせていただきます。申請地は、他人の宅地、私道、資材置き場に囲まれた面積70平方メートルの狭い、袋地として残存しております。農業経営には不適と見受けられます。現在は不耕作地で、保全管理をされています。今後も、農地への再利用が見込めないなかで、譲渡人は自身の高齢化や、アクセスの不便性から、近隣に迷惑を及ぼさないための草刈などの維持管理の継続に不安を抱えており、隣接する資材置き場と一体的に土地利用するのが合理的であると判断しました。以上から、私は本申請の許可は妥当であると思いますので、よろしく審議決定くださるようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続いて区域番号5番 清水推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 5番の清水でございます。11番の申請に関しまして、ただ今、事務局ならびに倉田農業委員さんから説明があったとおりでございます。私から申しあげることとはございません。よろしくご審議お願い申しあげます。

議長 ありがとうございます。ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号11番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号11番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号12番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号12番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の17ページ、18ページ、土地利用計画は19ページであります。申請地は、土山地域市民センターから北東方向約6.2キロメートルの都市計画区域外にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電施設の設置に適した土地を探しておられたところ、日当たりが良い申請地が適地と判断されたため、地上権設定の申請を行われました。計画によりますと、土地造成は行われず、敷地面積423平方メートルの土地に南側に向け太陽光パネル152枚、パワーコンディショナー6台を設置し、33キロワットの発電が可能として打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は敷地内の自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高照会一覧書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号12番につきましては、議席1番 小倉委員から説明をお願いいたします。

担当農委 1番、小倉です。本案件は少し前になりますが、5月11日土曜日に譲渡人さんと業者さんが来られまして、説明を受けた後、現地を確認させていただきました。私も子どもの頃からここはよく知っている所で、以前は茶畑と果樹、梅や栗があったと思います。現在は不耕作で、草刈をしながら保全しておられたのですが、今

回、太陽光を設置するという事で、お話を聞かせていただきました。南側は譲渡人本宅になりますし、西側の住居されている方も了解をされていると聞きましたし、何ら問題ないと思われます。ご協議の程よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号12番 谷川推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 12番、谷川です。今、小倉委員から詳しい説明がありましたので、補足説明はございません。審議の程よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺ひいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号12番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号12番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号13番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号13番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の20ページ、21ページ、土地利用計画は22ページであります。申請地は、甲南第一地域市民センターから南方向約3.3キロメートルの市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は現在お住まいの住宅が手狭となったため別居地を探しておられたところ、譲渡人が所有する申請地隣地の家屋を購入することとなりました。その家屋には駐車場がありませんでしたので、駐車場として利用するため農地転用の申請を行われました。計画によりますと、造成工事は行われずそのまま駐車場として利用されます。また、雨水は敷地西側、南側の既存側溝を利用して道路側溝に排水されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号13番につきましては、議席11番 中川委員から説明をお願いいたします。

担当農委 11番、中川です。補足説明をさせていただきます。譲渡人は県外に嫁がれて40年余りになります。また両親が亡くなられてから15年近くなりますけれども、この間親戚の方が1年に数回草刈りに来られていました。譲渡人はこの土地と併せて隣の家屋の売買を希望されていました。なかなか見つからない中で、この度家屋を探しておられた方がおられましたので、売買の成立となりました。譲受人は、義理の両親と同居されておりましたが、子どもが大きくなってきたことから、家屋を探しておられました。今回、譲渡人との売買が成立し、家屋隣の土地を駐車場に転用する申請があり、5月26日に現地確認をしたところ、現在不耕作地になっておりますので、不耕作地の解消にもなるということから、許可相当と考えるので、審議をよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号37番 北田推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 37番、北田です。今の中川委員の説明に対しての補足説明はございません。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号13番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号13番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号14番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号14番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の23ページ、24ページ、土地利用計画は25ページであります。申請地は、信楽地域市民センターから北東方向約5.4キロメートルの都市計画区域外にある農地で、農地の区域の規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内にある第2種農地であります。第2種農地では申請地以外の土地を供することにより当該申請に係る事業の目

的を達成することができると思われる場合は許可ができないこととなっております。本申請においては、市道と県道に接している場所であり、田が連たんしておらず農地の集約集積化に支障を及ぼさないことから、やむを得ないと判断しました。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人の娘が現在兵庫県に住んでおりますが、譲受人が住む甲賀市内に新居を構えることとなり、譲受人が土地を探しておられたところ、新名神高速道路の信楽インターチェンジに近く交通の便がよい当該地が売りに出されていたため、売買による所有権移転申請を行われました。計画によりますと、土地の造成は行われず、平屋建ての一般住宅を建築されます。また、雨水は敷地周囲の道路側溝に放流し、上下水道は前面道路から引き込まれますため、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金及び借入金により賄われる予定で、申請書には残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号14番につきましては、議席9番 高井委員から説明をお願いいたします。

担当農委

議席9番、高井でございます。ただ今、事務局から説明ありましたように、この地域は奈良時代に聖武天皇が遷都された紫香楽宮跡の周辺でありまして、国の重要文化財に指定されておりまして、一般には開放されておりませんでした。現在、遷都された土地は若干北の方に移動しておりますが、調査は全て終了したということで、宅地等に利用することが可能になりました。今回、町外の方が一般住宅として利用したいとのことで、農地法第5条に基づきまして申請がありました。現況地目は田でございますが、不耕作地であり、近隣にも影響がないということでございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長

ありがとうございました。ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号14番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号14番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号15番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号15番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の26ページ、27ページ、土地利用計画は28ページであります。申請地は、信楽地域市民センターから南西方向約3.3キロメートルの都市計画区域外にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は太陽光発電システムの販売及び施工を行われていますが、自社で再生エネルギー事業行うこととなり、太陽光発電施設の設置に適した土地を探しておられたところ、日当たりが良い申請地が適地と判断されたため、売買による所有権移転申請を行われました。計画によりますと、土地造成は行われず、敷地面積980平方メートルの土地に南側に向け太陽光パネル334枚を設置し、49.5キロワットの発電が可能として打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は敷地内の自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の入出金明細照会書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

整理番号15番につきましては、議席19番 私の方から説明をさせていただきます。

担当農委 譲渡人につきましては、ご主人が既に他界されて何十年経つという中、また義理の両親も早くから別れておられるということで、譲渡人の方が、到底農地を管理できない不測の事態を迎えておられ、農地が荒廃しかけているというような中で、たまたま譲受人がこの田を購入したいという話があり、商談がまとまったと聞いております。この件について、推進委員さんと現地の立会いをさせていただきました。地図にもございますように、西側が道で、北側も道、そして東側が宅地ということの中で、上は農地があるわけですが、これも不耕作地になっており、管理はしておられます。そのような現状ではありますが、なんとか許可せざるを得ないと感じたと、無論条件としてお願いしておきましたのは、西側の道を挟んで隣に人家が建ち並んでいるということで、普通であれば道で遮られているので人家の許可を得なくてもよいのですが、太陽光という特殊なものですので、隣の方にも十分許可、了解を得てくださいとお願いし、許可をさせていただいたところです。どうぞご審議をよろしく申し上げます。

議 長 続いて区域番号43番 植西推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 43番、植西です。今、事務局ならびに北田委員の説明のとおりですので、どうぞご審議よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただ今、事務局ならびに私の方からご説明させていただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号15番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号15番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第116号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第117号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
なお、議席3番 川村委員におかれましては「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【川村委員 退席】

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案第117号をご説明申し上げます。議案書は9ページからとなります。
農地用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法により作成し、これを公告することにより使用収益権としての利用権設定等の効果を発生させるものでございます。

今月は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は59件でございます。借手、貸手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。10ページから12ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。この集積書は利用権設定の明細を集計したものです。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数30名、借り手は実人数2名、面積は104,281平方メートルとなります。次に、所有権移転の合計の売り手は実人数2名、買い手は実人数1名で、面積は6,511平方メートルとなります。また、借り手・買い手の経営状況につきましては、25ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第117号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第117号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

それでは、川村委員の入室、着席を求めます。

【川村委員 入室・着席】

議長 続きまして、報告案件に入ります。
「報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告をいたします。お手元の調書は、26ページからとなります。届出地は参考図の29ページから33ページとなります。農地法第5条の届出は、市街化区域において所有権移転、または賃貸借権等の設定を伴う、農地転用の届出でございます。届出地は参考図の29ページから32ページとなります。

今月の届出は4件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、26ページの調書のとおりでございます。届出内容につきましては、分譲宅地が3件、資材置場が1件であります。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号、200平方メートル未満の農業用施設につきまして、報告をいたします。届出地は参考図の33ページとなります。これは、農地法第4条第1項第8号の規定により、所有農地を200平方メートル未満で自己の農業用施設へ転用する届出でございます。

今月の届出は1件で、届出人の住所、氏名、土地の所在等につきましては、27ページの調書のとおりです。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
報告案件は以上であります。特にご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。
なお、推進委員さんにおかれましては、ここでご退席いただいても結構ですが、せっかくの機会ですので、ご意見がございましたらお伺いいたします。

特にご意見等もないようですので、ここで一旦、休憩を取りたいと思います。再

開はこの部屋の時計で、16時35分といたします。

ご退席いただく推進委員さんにおかれましては、本日はどうもありがとうございました。

【休憩】

議 長

それでは、会議を再開します。
これより報告事項に入ります。
最初に、**報告事項1の「会長報告事項」**について、私より報告いたします。

会 長

・滋賀県農業会議通常総会の結果について

議 長

続きまして、**報告事項2の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。

副 会 長

・委員農地パトロールの結果について

議 長

続きまして、**報告事項3の「広報編集委員会報告事項」**について、お願いいたします。

山下委員

・第2回広報編集委員会の結果について
・第3回広報編集委員会の開催について

議 長

続きまして、**報告事項4の「甲賀地域獣害対策協議会報告事項」**について、お願いいたします。

川村委員

・甲賀地域獣害対策協議会通常総会について

議 長

続きまして、**報告事項5の「事務局報告事項」**について、お願いいたします。

事 務 局

・前回総会から次回総会までの「経過と予定」について
・農地法第18条第6項報告及び利用権設定満了報告について
・下限面積検討委員会委員の決定について

議 長

ありがとうございました。報告事項は以上です。
ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長

特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。
ご審議いただきありがとうございました。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____